

○国土交通省告示第百八十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、あわせて告示する。

平成十八年一月二十四日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類

一般国道55号改築工事（高知南国道路・高知県高知市五台山字一祐表汐田地内から南国市伊達野字馬瀬地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 高知県高知市五台山字一祐表汐田、字五郎右衛門汐田、字五郎右衛門井表、字一祐裏汐田、字一祐、字大張木、字大張木山、字八重手山、字八重手、字戈助汐田、字唐谷、字葛目山、字影浦山、字四方崎、字櫃屋谷、字勝部表汐田、字水ヶ浦西谷、字水ヶ浦山及び字水ヶ浦東谷並びに仁井田字日ノ裏、字御神母、字長田、字道添、字西水主、字下吹井、字岩ノ元、字実盛塚、字大谷、字中山、字藪下及び字赤坂山地内

高知県南国市稲生字伊藤屋敷、字足ヶ谷、字十三代、字西コシメリ、字中コシメリ、字コシメリ、字東裏汐田、字惣左エ門、字家石西、字笠松、字家石、字下ヒラソ、字上ヒラソ、字大代寺、字三ツヶ森、字衣笠宮ノ前、字シダウラ、字カロヲト、字一ノ坪、字雨ヶ足、字蟹山田、字五郎山田、字立石、字ヒラソ、字コヲサ、字崩レ、字桜田、字崩山、字坂ノ松山及び字馬ノ背並びに伊達野字坂松、字小路口、字野添、字中溝、字池田及び字馬瀬地内

2 使用の部分 高知県高知市五台山字一祐表汐田、字一祐、字大張木、字大張木山、字八重手山、字八重手、字唐谷、字葛目山、字四方崎、字櫃屋谷、字水ヶ浦西谷、字水ヶ浦山、字水ヶ浦東谷及び字勝部表汐田並びに仁井田字日ノ裏、字御神母、字長田、字道添、字西水主、字下吹井、字岩ノ元、字実盛塚、字大谷、字中山及び字藪下地内

高知県南国市稲生字伊藤屋敷、字足ヶ谷、字十三代、字西コシメリ、字中コシメリ、字コシメリ、字家石西、字笠松、字家石、字下ヒラソ、字上ヒラソ、字大代寺、字衣笠宮ノ前、字カロヲト、字一ノ坪、字雨ヶ足、字蟹山田、字五郎山田、字立石、字ヒラソ、字コヲサ、字崩レ、字桜田及び字崩山並びに伊達野字小路口、字野添、字中溝、字池田及び字馬瀬地内

#### 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

##### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、高知県高知市一宮地内から南国市物部地内までの延長約15kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道55号改築工事（高知南国道路）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道55号改築工事（高知南国道路）」（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、また、本体工事の施工により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

##### 3 法第20条第3号の要件への適合性

###### (1) 得られる公共の利益

一般国道55号は、徳島県徳島市を起点として、阿南市、高知県安芸市等を経て、高知市に至る延長215.9kmの四国東南部における主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る一般国道55号（以下「現道」という。）は、高知県東部地域と県都高知市を結ぶ唯一の幹線道路であることから、同地域から高知市の中心市街地へ移動する通過交通と沿道周辺から発生する地域内交通が錯綜し、慢性的な交通渋滞が生じており、円滑な交通が確保されていない状況にある。

平成11年度の道路交通センサスによると、現道の交通量は、高知市介良乙地内で47,835台/日、混雑度1.63、高知市高須新町地内で43,064台/日、混雑度1.92となっている。また、平成10年1月に高知地区渋滞対策協議会が策定した「高知県第3次渋滞対策プログラム」において、現道内の介良交差点が主要渋滞ポイントに指定されており、平成15年9月に起業者が実施した調査によると、同交差点において、通過時間6分を要している。

本件事業の完成により、現道の交通渋滞の緩和が図られ、円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。さらに、高速自動車国道四国横断自動車道と連携することにより、高速交通ネットワークが形成され、高知新港及び高知空港へのアクセス向上に

よる高知県の主要産品である石灰石などの鉱産品及びナス・ネギなどの農産物などの物流等の効率化等により地域の活性化に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、高知県が平成2年8月に「建設省所管事業に係る環境影響評価の実施について」（昭和60年建設事務次官通知）及び「都市計画における環境影響評価の実施について」（昭和60年建設省都市局長通知）に基づく環境影響評価を実施したところ、環境基準等を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直しに伴い、起業者が平成16年3月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、環境影響評価を任意に再度実施したところ、環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成2年10月23日に都市計画決定、平成17年3月18日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、変更後の都市計画と整合しているものである。

さらに、本体工事の施工に伴う市道付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、交通量が多く、慢性的に交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、現道沿道周辺の自治体の長からなる高知東部自動車道整備促進期成同盟会より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

### 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 高知県高知市役所及び同県南国市役所

### 第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地

高知県南国市稲生字家石西、字笠松、字家石、字下ヒラソ、字上ヒラソ、字大代寺、字三ツヶ森、字衣笠宮ノ前、字シダウラ、字カロヲト、字一ノ坪、字雨ヶ足、字蟹山田、字五郎山田、字立石、字ヒラソ、字コヲサ、字崩レ、字桜田、字崩山、字坂ノ松山及び字馬ノ背並びに伊達野字坂松、字小路口、字野添、字中溝、字池田及び字馬瀬地内